相当サービスに係る指定期間短縮のイメージ





- ※R6.3.31を待たず、相当サービスの指定更新を介護サービスと合わせてR5.6.30に行う。
- ※更新後の指定有効期間は介護・相当サービスともにR11.6.30(6年間)。

(例2)介護サービスの指定更新日がR7.9.30で相当サービスの指定更新日がR6.3.31



- ※相当サービスのR6.3.31の指定更新時に次期有効期間満了日(本来はR12.3.31)を介護サービスと合わせてR7.9.30にする。
- ※R7.9.30の更新後の指定有効期間は介護・相当サービスともにR13.9.30(6年間)。

──── : 指定有効期間

: 短縮される期間